### 建設業法施行令の一部改正に伴う金額要件の見直しについて

今般、「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第366号)」により、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請代金額や主任(監理)技術者の専任を要する請負代金額等が引き上げられ、令和7年(2025年)2月1日から施行されることとなりましたので、改正政令の概要及び留意事項について、下記のとおりお知らせします。

記

#### 1 改正政令の概要(金額要件の見直し)

改正事項	現行	改正後
特定建設業の許可及び監理技術者の配置を要する下請	4,500 万円	5,000 万円
代金額の下限 (以上)	(7,000万円)	(8,000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額	4,000 万円	4,500万円
の下限 (以上)	(8,000万円)	(9,000万円)
特定専門工事の対象となる下請代金額の上限(未満)	4,000 万円	4,500万円

※ ( ) 内は、建築一式工事の場合に限る。

#### 2 施行日

令和7年(2025年)2月1日

#### 3 留意事項

- (1) 監理技術者から主任技術者への途中交代、専任から非専任への変更等について
  - ア 監理技術者から主任技術者への途中交代について

監理技術者制度運用マニュアル(平成16年国総建第315号)において、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者から主任技術者への工期途中での交代(以下「途中交代」という。)は慎重かつ必要最小限とすることとされています。

このため、本改正政令の施行後においても、病休、死亡、退職等のやむを得ないと認められる事由がある場合において発注者の承認を得たときを除き、原則として途中交代はできないものとします。

イ 専任技術者の非専任への変更について

本改正政令の施行後、工期途中において専任技術者を非専任に変更することについて

は、請負契約の当事者間で協議を行い、発注者が工事の継続性、品質確保等に支障がないと認める場合にのみ、専任技術者を非専任に変更できるものとします。

#### ウ 特定専門工事について

本改正政令の施行後、工期途中において特定専門工事に該当することとなった場合には、元請負人及び下請負人の合意により、当該建設工事における下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができますが、この場合においても、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要であることに留意してください。

# (2) 建設工事の現場に掲げる標識の取扱いについて

建設業法(昭和24年法律第100号)第40条に基づき、発注者から直接建設工事を 請け負った建設業者は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、当該建設業者が 配置した主任技術者又は監理技術者の氏名及び専任の有無等が記載された標識を掲示しな ければならないこととされておりますが、当該標識の修正が必要となった場合は速やかに 修正してください。

## 【お問合せ】

熊本市総務局契約監理部工事契約課

電 話 096-328-2442

メール <u>koujikeiyaku@city.kumamoto.lg.jp</u>